

岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱

平成22年 9月30日決裁

平成27年 1月15日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、岐南町が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書に基づき、岐南町が発注する建設工事、建設関連業務及び物品調達等の契約及び町が交付する補助金から暴力団を排除し、その適正な履行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設関連業務 建設工事に係る調査、測量又は設計業務をいう。
- (3) 物品調達等 次に掲げるものをいう。
 - イ 物品の製造の請負
 - ロ 物件の買入れ又は借入れ
 - ハ 役務の提供又は業務の委託（前2号の業務に係るものを除く。）
 - ニ 不用物の売払い
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防上等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (7) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (8) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - イ 法人にあつては、役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下本号において同じ。）
 - ロ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事、その他イに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ハ 個人にあつては、その者及びその使用人
- (9) 有資格者等 一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者並びに町が随意契約の相手方として選定する者をいう。
- (10) 補助金、補助事業、補助事業者 岐南町補助金交付規則（昭和55年岐南町規則第8号）に定めるところによる。

(排除措置の対象となる個人又は法人等)

第3条 排除措置の対象となる個人又は法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 暴力団

- (2) 暴力団員
- (3) 役員等が、暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(照会、回答及び排除要請)

- 第4条 町長は、有資格者等又は補助事業者が排除措置対象法人等に該当するか否かについて疑義がある場合には、岐阜羽島警察署長（以下「署長」という。）に対し、様式第1号により照会するものとする。
- 2 署長は、前項の照会を受けたときは、町長に対し、様式第2号により回答するものとする。
 - 3 前項の場合によるほか、署長において、有資格者等又は補助事業者が排除措置対象法人等に該当すると認める事実を確認したときは、町長に対し、様式第3号により排除措置の実施を要請するものとする。

(入札参加資格停止措置)

- 第5条 町長は、第4条第2項の規定による回答の内容が、有資格者等（入札参加資格者名簿に登載された者及びこれらの者で構成される共同企業体に限る。以下、この条及び第10条において同じ。）が排除措置対象法人等に該当するとして、排除を要請するものであったとき、又は同条第3項の規定による排除要請を受けたときは、別表各号に掲げる期間について、入札参加資格停止措置を行うものとする。
- 2 町長は、前項の規定により共同企業体について入札参加資格停止措置を行う場合は、当該共同企業体の構成員(当該入札参加資格停止措置について明らかに責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体に係る入札参加資格停止措置の期間と同一期間の入札参加資格停止措置を行うものとする。
 - 3 町長は、前2項の規定による入札参加資格停止措置に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加資格停止措置の期間と同一期間の入札参加資格停止措置を行うものとする。
 - 4 町長は、前3項の規定により入札参加資格停止措置を行ったときは、様式第4号により当該有資格者等に通知するとともに、その者の商号又は名称、所在地、当該措置の期間及び理由を公表するものとする。
 - 5 町長は、前項の通知及び公表をした旨を、様式第5号により署長に通報するものとする。
 - 6 町長は、入札参加資格停止措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、有資格者等に対し注意を喚起するものとする。
 - 7 入札参加資格停止措置に係る手続は、岐南町競争入札参加資格停止の措置要領の定めるところによる。

(一般競争入札からの排除)

第6条 町長は、有資格者等が排除措置対象法人等に該当する場合には、当該有資格者等の入札参加を認めないものとする。

2 町長は、落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、契約の締結までの間に入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(指名競争入札からの排除)

第7条 町長は、有資格者等が排除措置対象法人等に該当する場合には、当該有資格者等を指名しないものとする。

2 町長は、落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、契約の締結までの間に入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(随意契約からの排除)

第8条 町長は、有資格者等が排除措置対象法人等に該当する場合には、当該有資格者等を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ町長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項の承認は、岐南町指名業者選定委員会の協議を経て行うものとする。

(契約解除)

第9条 町長は、契約の相手方である有資格者等及び有資格者等である共同企業体の構成員が、排除措置対象法人等に該当する場合には、当該契約を解除するものとする。ただしやむを得ない事由があり、あらかじめ町長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 町長は、前項の場合において契約を解除したときは、様式第6号により、その旨を署長に通報するものとする。

(入札参加資格停止措置の解除等)

第10条 町長は、入札参加資格停止措置を受けた有資格者等から、当該措置の理由となった事実について改善したとして様式第7号による入札参加資格停止措置の解除の申出があった場合は、様式第8号により署長に対し、当該有資格者等について改善の状況を照会するものとする。

2 署長は、前項の照会を受けたときは、町長に対し、様式第9号により回答するものとする。

3 町長は、前項の規定による回答により、入札参加資格停止措置を受けた有資格者等につき、当該措置の理由となった事実について改善したと認められるときは、当該措置期間が満了する日をもって、当該措置を解除するものとする。ただし、当該措置期間を経過した後も当該措置の理由となった事実について、改善したと認められないときは、その改善が認められるまでの間、当該措置を継続するものとする。

4 入札参加資格停止措置の解除又は継続については、岐南町指名業者選定委員会の協議を経て行うものとする。

5 町長は、第3項の規定による入札参加資格停止措置の解除又は継続を行ったときは、遅滞なく、様式第10号により当該措置を受けた有資格者等に通知するとともに、入札参加資格停止措置の解除を行ったときは、その者の商号又は名称、所在地及び当該措置を解除した理由を公表するものとする。

6 町長は、前項の通知をした旨を、様式第11号により署長に通報するものとする。

（補助金の交付からの排除措置）

第11条 町長は、補助事業者が排除措置対象法人等に該当するときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（1）補助金の交付の決定を行わないこと。

（2）補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこと。

2 町長は、必要と認めるときは補助金の交付の決定に、補助事業者が排除措置対象法人等に該当するときは当該交付の決定を取り消す旨の条件を付することができるものとする。

3 前2項に規定する措置に係る手続は、岐南町補助金交付規則その他関係規定の定めるところによる。

4 町長は、第1項に規定する措置を講じたときは、署長に通報するものとする。

（不当介入への対応）

第12条 有資格者等は、町が発注した契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、様式第12号により、町長及び署長へ報告しなければならない。補助事業者が補助事業の遂行に当たって不当介入を受けたときも同様とする。

2 町長は、前項の報告を受けたときは、速やかに有資格者等、補助事業者及び岐阜羽島警察署と連携して事実確認を行い、解決に向けた対応を図るものとする。

3 有資格者等及び補助事業者は、不当介入に対する措置状況の報告が必要であると町長が認めるとき及び不当介入に対する措置が完了したときは、様式第13号により、町長及び岐阜羽島警察署へ報告するものとする。

4 町長は、不当介入を受けた有資格者等が警察への報告を行った場合において、不当介入を受けたことにより当該契約につき履行遅滞等が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等必要な措置を講じるものとする。補助事業者について、補助事業の遂行の遅滞等が生じるおそれがあるときも同様とする。

（通知義務違反）

第13条 町長は、署長から不当介入がある旨の通知を受けたときは、有資格者等又は補助事業者に当該通知に係る内容について確認するとともに、故意に前条第1項の報告を怠ったと認めるときは、排除措置を行うことができる。

（関係機関の連携）

第14条 町長及び署長（以下「関係機関の長」という。）は、この要綱に基づく排除措置に関する事務が適正かつ円滑に行われるよう、相互に協力し、連携を図るものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度関係機関の長が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

この要綱は、平成27年 1月15日から施行する。

別表(第5条関係)

暴力団排除の関する措置基準

排 除 措 置 要 件	資 格 停 期 間
1 有資格者等である法人等が暴力団であるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
2 有資格者等である個人又は法人等の役員等が、暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
3 有資格者等である個人又は法人等の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
4 有資格者等である個人又は法人等の役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
5 有資格者等である個人又は法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
6 有資格者等である個人又は法人等の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
7 有資格者等である個人又は法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで

様式第 1 号（第 4 条関係）

岐阜羽島警察署長 様

年 第 月 号
日
岐南町長 印

排除措置対象法人等の該当性について

下記の者が、岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱第 3 条に規定する排除措置対象法人等に該当するか否かについて、同要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、照会します。

記

商号又は名称			
所在地			
役職名	氏名	生年月日	住所
備考			

様式第2号（第4条関係）

岐南町長 様

年 第 号
月 日
岐阜羽島警察署長 印

排除措置対象法人等の該当性について（回答）

年 月 日付け 第 号で照会のあった件について、岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

1 商号又は名称

2 所在地

3 代表者

4 照会にかかる調査結果

上記の者は、岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱第3条

第（ ）号に該当するので、契約からの排除を要請する。

各号のいずれにも該当しない。

5 該当することとなった根拠

様式第3号（第4条関係）

岐南町長 様

岐阜羽島警察署長

年 第 号
月 日
印

排除措置対象法人等の該当性の確認について（通知）

下記の者について、岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱第3条に規定する排除措置対象法人等に該当する事実を確認したので、同要綱第4条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 商号又は名称
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 上記の者は、岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱第3条第（ ）号に該当するので、契約からの排除を要請する。
各号のいずれにも該当しない。
- 5 該当することとなった根拠

様

年 第 号
月 月 日
岐南町長 印

入札参加資格停止措置通知書

このたび貴社（あなた）を、岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱第5条第1項の規定に基づき、入札参加資格停止措置の対象としましたので通知します。

なお、入札参加資格停止措置の内容等については下記のとおりです。

記

1 入札参加資格停止期間

年 月 日 から 年 月 日まで

ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該措置を継続します。

2 入札参加資格停止措置の理由

3 入札参加資格停止措置の内容

(1) 競争入札への参加

町が実施する契約の競争入札に参加することができません。

(2) 契約の締結

貴社との契約は締結しません。

4 その他

上記2の入札参加資格停止措置の理由となった事実が改善された場合は、様式第7号「入札参加資格停止措置解除申出書」により、岐南町長に対して、入札参加資格停止措置の解除を申し出ることができます。（改善が認められたときは、上記1の入札参加資格停止措置期間満了後に当該措置を解除します。）

様式第5号（第5条関係）

岐阜羽島警察署長 様

年 第 号
月 日
岐南町長 印

入札参加資格停止措置について

標記のことについて、別添のとおり、岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱5条第1項の規定に基づき入札参加資格停止措置を行いましたので、同条第5項の規定に基づき、通報します。

※ 排除措置対象法人等に通知した入札参加資格者停止措置通知書の写しを添付

様式第6号（第9条関係）

岐阜羽島警察署長 様

年 第 月 号
日

岐南町長 印

契約の解除について

標記のことについて、下記のとおり、岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱第9条第1項の規定に基づき、町と排除措置対象法人等との間で締結している契約を解除したので、同条第2項の規定に基づき、通報します。

記

- 1 商号又は名称
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 事業名
- 5 事業の期間
- 6 契約解除の理由

様式第7号（第10条関係）

年 第 号
月 日

岐南町長 様

（所在地）
（商号又は名称）
（代表者等職氏名）

入札参加資格停止措置解除申出書

当法人（私）は、 年 月 日付け 第 号の入札参加資格停止措置通知書による入札参加資格停止措置を受けましたが、当該措置の理由となった事実について、改善しましたので、当該措置の解除をお願いします。

連絡先：
担当者：

様式第8号（第10条関係）

岐阜羽島警察署長 様

年 第 号
月 月 日
岐南町長 印

入札参加資格停止措置の解除について（照会）

年 月 日付け 第 号で排除要請があった下記のものについて、引き続き岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱第3条に規定する排除措置対象法人等に該当するか否かについて、同要綱第10条第1項の規定に基づき、照会します。

記

商号又は名称			
所在地			
役職名	氏名	生年月日	住所
備考			

様式第9号（第10条関係）

岐南町長 様

年 第 号
月 月 日
岐阜羽島警察署長 印

入札参加資格停止措置の解除について（回答）

年 月 日付け 第 号で照会のあった件について、岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

1 商号又は名称

2 所在地

3 代表者

4 照会にかかる調査結果

上記の者は、岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱第3条

第（ ）号に該当するので、契約からの排除を要請する。

各号のいずれにも該当しない。

5 該当することとなった根拠

様式第10号（第10条関係）

様

年 第 号
月 日

岐南町長 印

入札参加資格停止措置解除（継続）通知書

年 月 日付け入札参加資格停止措置の解除の申出については、当該措置の理由となった事実の改善が確認されましたので、年 月 日をもって当該措置を解除します。

（又は、年 月 日付け入札参加資格停止措置の解除の申出については、当該措置の理由となった事実の改善が確認できませんでしたので、当該措置を継続します。）

様式第 11 号（第 10 条関係）

岐阜羽島警察署長 様

年 第 月 号
日
印

岐南町長

入札参加資格停止措置解除（継続）について

標記のことについて、別添のとおり、岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱第 10 条第 3 項の規定に基づく入札参加資格停止措置を解除（継続）したので、同条第 6 項の規定に基づき、通報します。

様

(所在地)
(商号又は名称)
(代表者等職氏名)

不当介入届出・報告書

1 対象工事

契約名称	
履行場所	
履行期間	
契約担当課（町）	

2 不当介入の相手方等

氏名・人数	
住所	
所属団体等	
対応日時	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
対応方法	電話・面談（場所 ）・その他（ ）
対応者	職・氏名

3 不当介入の内容

不当介入の内容・手段等	
一時的対応の内容	
連絡・相談先	岐阜羽島警察署・岐南町（ 課）

様

(所在地)
(商号又は名称)
(代表者等職氏名)

不当介入事案結果報告書

契約名称	
対応日時	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
対応方法	電話・面談（場所 ）・その他（ ）
相手方	
対応者	
事案内容及び 結果	
参考事項	